

根拠法令	建築物のエネルギー性能の向上に関する法律 (第11条、第12条、第13条、第19条、第20条) 建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行令 建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行規則	担当課 担当係	建築安全推進課 建築指導係 0742-27-7574						
制度の概要	建築主は、一定規模以上の建築物の新築・増改築をしようとする場合、その用途や規模等に応じ省エネ基準に適合していることの判定(適合性判定)や、届出などを行う必要がある。								
目的	社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等を講ずることにより、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。								
対象地域	県内全域								
規制内容	<p>1 適合義務（適合性判定）</p> <p>建築主は、300m²以上の非住宅建築物の新築、増改築を行うときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならず、工事着手前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。</p> <p>※非住宅部分の省エネ性能確保計画が基準に適合しない場合、建築確認申請の確認済証が交付されない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"> </th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">対象建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">新築</td> <td style="padding: 5px;">非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m²以上の建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">増改築 (特定増改築外 ※2を含む)</td> <td style="padding: 5px;">300m²以上の増改築であって、増改築後の非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m²以上となる建築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高い開放性を有する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備が設置される最小限の部分（内部に間仕切り壁等を有しない階又はその一部であること） ・常時外気に対し一定以上の開放性を有している部分（常時外気に開放された開口部の面積の合計が、その部分の床面積の1/2以上であること） <p>※2 特定増改築外</p> <p>平成29年4月1日時点で現に存する建築物について行う増築又は改築のうち、次のいずれにも該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築に係る非住宅部分の延べ面積が、増改築後の非住宅部分の延べ面積の1/2を超えるもの 				対象建築物	新築	非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m ² 以上の建築物	増改築 (特定増改築外 ※2を含む)	300m ² 以上の増改築であって、増改築後の非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m ² 以上となる建築物
	対象建築物								
新築	非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m ² 以上の建築物								
増改築 (特定増改築外 ※2を含む)	300m ² 以上の増改築であって、増改築後の非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m ² 以上となる建築物								

2 届出義務

建築主は、住宅・非住宅建築物に係らず300m²以上の建築物の新築、増改築を行うときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を、所管行政庁に届け出なければならない。

	対象建築物
新築	住宅・非住宅部分に係らず床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m ² 以上の建築物（ただし、適合性判定に係るものを除く）
増改築 (特定増改築 ※3を含む)	住宅・非住宅部分に係らず増改築の床面積（高い開放性を有する部分※1を除く）が300m ² 以上の建築物（ただし、適合性判定に係るものを除く）
※3 特定増改築	
平成29年4月1日時点で現に存する建築物について行う増築又は改築のうち、増改築後の非住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上で、増改築に係る非住宅部分全体の延べ面積が、増改築後の非住宅部分の延べ面積の1/2以内であるもの	
許可等の基準	・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）

手続のフロー図

1 適合性判定

(1) 提出先

登録建築物エネルギー消費性能判定機関

又は所管行政庁（※4）

※4 所管行政庁

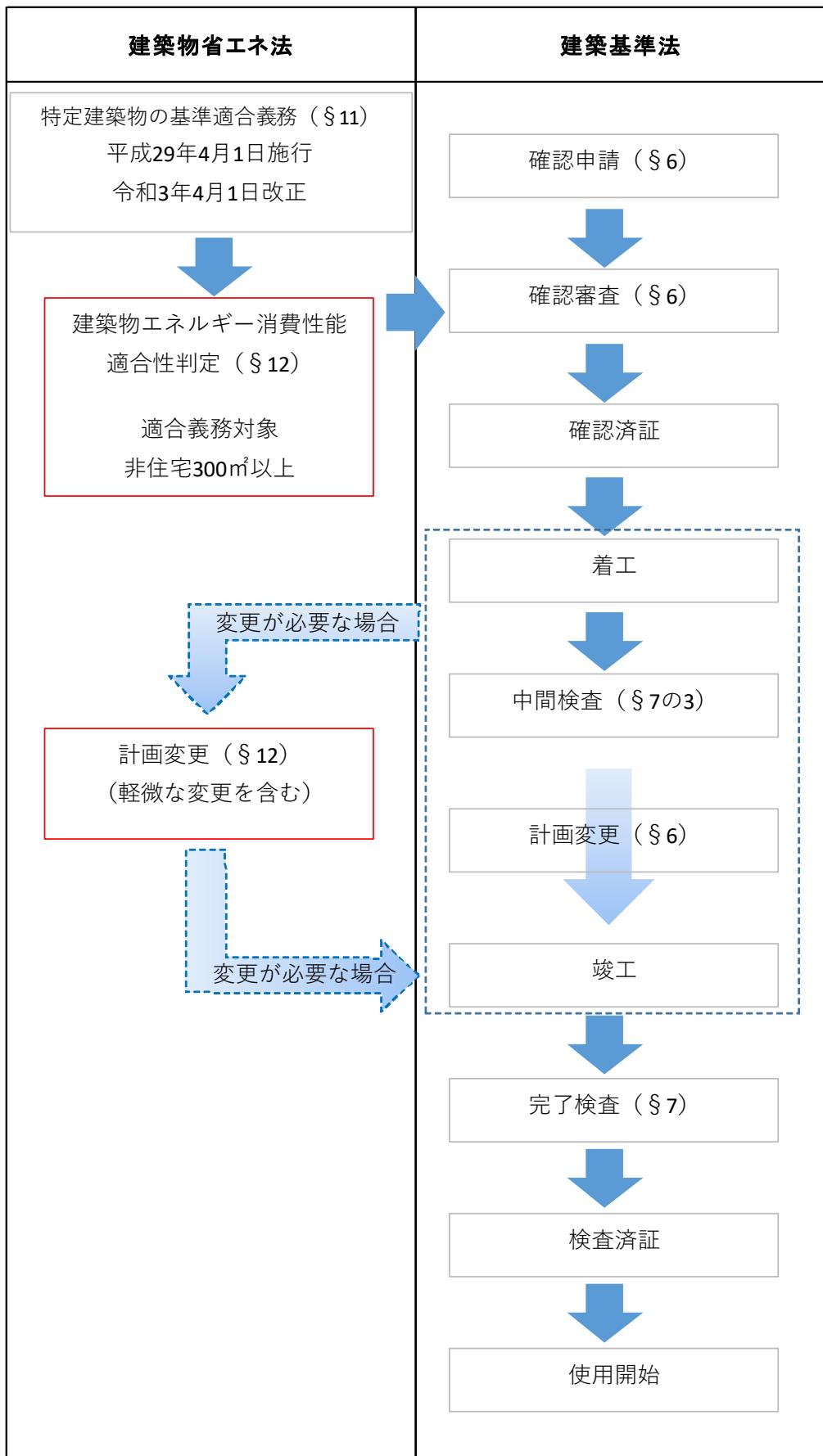
区 域	受 付
奈良市、橿原市、 生駒市	奈良市建築指導課 橿原市建築安全推進課 生駒市建築課
上 記 市 以 外	県建築安全推進課

(2) フロー

省エネ基準適合性判定申請→省エネ基準適合判定通知書

→建築確認済証→着工→完了検査済証（建築、省エネ基準）

→建築物使用開始



2 届出

(1) 提出先

所管行政庁 (※ 5)

※所管行政庁

区 域	受 付
奈良市、橿原市、生駒市	奈良市建築指導課 橿原市建築安全推進課 生駒市建築課
上記市以外	・県建築安全推進課 (2,000m ² 以上又は4階建て 以上の建築物) ・所管土木事務所 (2,000 m ² 未満又は4階建て未満の 建築物)

(2) 提出時期

着工の21日前まで

(3) フロー

省エネ計画届出→届出受理→着工